

西 尾 市 教 育 委 員 会 会 議 録

招 集 日 時	令和8年5月12日（火） 午前10時00分		
開 会 場 所	西尾市役所 41会議室		
開 会 時 間	午前10時00分	閉 会 時 間	午前10時55分
教 育 長	稲垣 寿		
出 席 委 員	武内基亘 藤井遼太郎 石崎光子 野田順子		
欠 席 委 員	-		
委員会出席者	教育部長 菅沼律哉、教育部次長兼図書館長 犬塚佐重喜、教育庶務課長 今泉 薫 学校教育課長 浅岡秀雄、学校教育課主幹 山崎章宏、学校教育課主幹 江坂由紀、 生涯学習課長兼生涯学習センター整備推進室長 澤 雅、文化財課長 林 知左子、交 流共創部長 高須清和、観光文化振興課長 蛭川洋行、スポーツ振興課長 宮嶋徹夫、 教育庶務課課長補佐 平井 修、教育庶務課主査 水野文子		
議 題	1 会議録署名委員の指名について 2 前回会議録の承認について 3 報告事項 （1）教育長報告 （2）教育部長報告 4 議案審議 議案第19号 西尾市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について【教育庶務課】 議案第20号 令和8年度西尾市学校給食運営協議会委員の任命について【教育庶務課】 議案第21号 令和8年度西尾市教育支援委員会委員の任命について【学校教育課】 議案第22号 専決処分の承認について（西尾市子ども読書推進委員会委員の任命）【図書館】 議案第23号 専決処分の承認について（西尾市図書館協議会委員の任命）【図書館】 5 その他 （1）令和8年度外国語指導助手（ALT）について【学校教育課】 （2）令和8年度各種委員会等の組織について【学校教育課】 （3）令和8年度学校図書館の目指す姿と司書の配置について【学校教育課】 （4）令和8年度学校訪問要項について【学校教育課】 （5）令和8年度特色ある学校づくり推進事業実施要項について【学校教育課】 （6）生涯学習センターの指定管理者の選定について【生涯学習課】 添付書類 教育委員会名義使用19件		

会 議 の 顛 末

教育長	開会の辞 ただいまから西尾市教育委員会５月定例会を開会いたします。
教育長	それでは、議事進行は、あらかじめ配布されております、会議日程に基づいて進めさせていただきます。
	１ 会議録署名委員の指名
教育長	会議録の署名委員は、武内委員、石崎委員 を指名します。
	２ 前回会議録の承認
教育長	前回定例会の会議録については、すでに委員の皆様方のお手元に送付してございますが、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。 承認してもよろしい方は、挙手をお願いします。 （挙手 全員） 挙手全員であります。前回定例会の会議録については、原案どおり承認することにいたします。
	３ 報告事項
教育長	（１）教育長報告 ゴールデンウィークになると、我が家周辺は名古屋ナンバーの車で賑わいます。海辺のカフェや寺部海水浴場の日向ぼっこが、これほど魅力的なものかと、ジモティは驚かされます。家族連れも多く、波打ち際で遊ぶ子どもたちの嬌声が響いていました。本市の子どもたちも、家族と一緒に楽しく充実した休日を過ごせたことを願わずにはいられません。 学校経営や教育研究において、目指す子ども像として「自ら動き始める」とか「すすんで〇〇する」という文言をしばしば目にします。この時、学校は子どもたちに何を求めているのでしょうか。子どもたちをディズニーランドに連れていき自由行動にすれば、ほとんど子どもは、放っておいても動き始めます。なぜなら、楽しいだろうという期待感とその楽しさを容易に享受できる見通しが保障されているからです。その時の子どもたちは、確かに主体的ですが、これは公教育の求めるべき主体性ではありません。私たちが求めたいのは、子どもたちが、自ら問題解決へ向かう意志、待ち受ける困難にひるまない精神、苦しくても坂道を上り続ける姿勢です。 新年度にあたり教育委員会では、アントレプレナーシップ教育を推進するために、小学校には上限２０万円、中学校には上限１００万円の予算を準備しました。一般的に、〇〇教育と称される場合、その本質として重視すべきは、その教育活動を通して、「子どもたちに育てようとする力や心」です。アントレプレナーシップは、一般的に訳されると、「起業家精神」と言われていますが、アントレプレナーシップ教育を義務教育の視点から捉えると、「自ら社会や身の回りの課題を見つけ、それを仲間と協働して解決する力」等を育てることを狙いとしています。 このように考えると、これまで三河の教育が取り組んできた授業実践や教育活動に包含されていると捉えて差し支えありません。敢えて特色を言うならば、課題を子ども自身に発見させることや主体的協働的な探究姿勢が特に重視されていることです。子どもたちが強い願いをもって、アグレッシブに、仲間とともに活動することが望まれるわけです。そして上述の狙いが定まっていれば、活動内容

	に制約はありません。学校行事や児童会生徒会活動をレベルアップさせても良いし、身の回りやメディアで得られる情報を起点にして、社会的なアプローチをさせるのも魅力的な取り組みとなるはずです。 子どもたちが中心となって、願いを実現するための計画を考え、予算案を立てて、進めます。中学校では、できる限り活動全体を生徒に委ねていきたいものですが、小学校では、課題を提示したり探究を支える等、教師がリードすることも適宜必要です。大事なのは、狙った能力を培えるかどうかですから、各学校において先生方の知恵を持ち寄って柔軟に構想するように、校長会で伝えたところです。 先月、開催された東海北陸都市教育長会の研修で、次期学習指導要領について、文科省の教育課程企画室長の講話を聴くことができました。８５分があつという間のマシンガントークに加えて、内容的にも濃厚で、納得と疑問で頭がパンクしそうに疲れましたが、充実した時間でした。その中で、国がこれから特に重視する能力は、本市の掲げる「新たな力を取り込む力」に合致していることが確認できたことは収穫でした。本市では、それに加えて「人間関係形成力」と、そしてそれらの礎となる「心幹（忍耐力）」を培うことが、子どもたちが未来を拓くための力となることを掲げて、学校教育をいっそう推進していきたいと思います。
教育長	続きまして（２）教育部長報告をお願いします。
教育部長	（２）教育部長報告 私からは、２点ご報告させていただきます。 １点目は、西尾市議会６月定例会についてです。 ６月定例会は、６月２日火曜日に開会し、６月２４日水曜日までの２３日間の会期を予定しています。 一般質問は、６月３日と４日の２日間で、５日は予備日となります。 今回も多く的一般質問の通告が予想されますが、しっかりと議員と調整を行い、丁寧な答弁してまいります。 また、１６日火曜日には教育委員会に関係する文教交流委員会と予算決算委員会文教交流分科会があります。 これらの日程については、明日の議会運営委員会にて正式に決定されます。 ２点目は、学校給食の提供方式に係る保護者説明会についてです。 ４月定例会で日程等について説明させていただきましたが、昨日、最初の保護者説明会を福地南部小学校で開催しました。参加者は少人数でしたが、提供方式に関して多くの質問、意見をいただきました。今後の説明会において、理解が深められるよう、改善を加えながら丁寧に説明を進めてまいります。 私からは以上です。
教育長	日程３を終わります。 日程４、議案審議を議題とします。議案第１９号 西尾市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明をお願いします。
教育庶務課長	ただいま議題となりました、議案第１９号 西尾市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由をご説明申し上げます。 資料１ページ、議案第１９号をご覧ください。 「提案理由」は、公印の印影等の適正な管理を行うため改正の必要が生じたため

	でございます。 市の公印の取扱いを規定する「西尾市公印規則」が、公印の印影及び電子印の印刷について、使用しなくなった際の取扱いを規定する改正が行われることに伴い、同様の改正を行うものでございます。 ２ページが改正内容となります。「改正文」中段の「新旧対照表」をご覧ください。 「公印の印影の印刷」について規定する第９条に「第３項」として、「前項の規定により承認を得た者は、当該承認に係る文書が不用となったときは、速やかに当該文書を適切な方法により破棄し、その旨を教育庶務課長に報告しなければならない。」を追加、 「電子印の印刷」について規定する第１０条に「第３項」として、「前項の規定により承認を得た者は、電子印を使用しなくなったときは、速やかに当該電子印を電子計算機から消去し、その旨を教育庶務課長に報告しなければならない。」を追加するものでございます。 最後に、附則でございますが、本規則は「公布の日」から施行したいとするものでございます。 以上、議案第１９号の説明とさせていただきます。 よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。
教育長	提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。
教育長	特に質疑もないようですので、これをもって質疑を終わります。 これより議案第１９号を採決します。 本案は、原案どおり可決することに、ご異議はありますか。よろしい方は、挙手をお願いします。 （挙手 全員） 挙手全員であります。本案は、原案どおり可決いたします。
教育長	議案第２０号 令和８年度西尾市学校給食運営協議会委員の任命について、提案理由の説明をお願いします。
教育庶務課長	ただいま議題となりました、議案第２０号 令和８年度西尾市学校給食運営協議会委員の任命について、提案理由をご説明申し上げます。 資料３ページをご覧ください。 「提案理由」は、西尾市学校給食運営協議会規則第３条第２項に基づき、教育委員会が委員を任命することになっているためでございます。 資料４ページが、任命の承認を受けたい令和８年度西尾市学校給食運営協議会委員名簿（案）となります。 西尾市学校給食運営協議会は、学校給食の方針・運営に関することや食物アレルギーに関することなどについて教育委員会の諮問に応じて、答申する附属機関でございます。 「任期」は、令和８年６月１日から令和９年５月３１日までとなります。 以上、議案第２０号の説明とさせていただきます。 よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。
教育長	提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。
藤井委員	名簿１１番に消防職員が入っている理由はどのようなか。

教育庶務課長	消防職員が入っている理由は、近年アレルギー対応を必要とする児童生徒が増加しており、消防と連携して対応する必要があるためです。具体的には知見を得ることや救急搬送などで連携して対応するためでございます。
教育長	他に質疑もないようですので、これをもって質疑を終わります。 これより議案第20号を採決します。 本案は、原案どおり可決することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。 (挙手 全員) 挙手全員であります。本案は、原案どおり可決いたします。
教育長	議案第21号 令和8年度西尾市教育支援委員会委員の任命について、提案理由の説明をお願いします。
学校教育課主幹	ただいま議題となりました、議案第21号 令和8年度西尾市教育支援委員会委員の任命について、提案理由をご説明申し上げます。 資料5ページをご覧ください。 初めに提案理由でございますが、西尾市教育支援委員会規則第3条に基づき、教育委員会が委員を任命することになっているためでございます。 裏面6ページをご覧ください。任命の承認を受けたい令和8年度西尾市教育支援委員会委員名簿(案)でございます。 西尾市教育支援委員会は、小中学校・義務教育学校の児童生徒及びその就学予定者のうち、心身の障害等により教育上特別な支援を必要とする児童生徒に対し、適切な支援を行うため、調査や審議を実施する委員会でございます。 任期は、令和8年6月1日から令和9年5月31日までです。 以上で、議案第21号の説明とさせていただきます。 よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。
教育長	提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
教育長	特に質疑もないようですので、これをもって質疑を終わります。 これより議案第21号を採決します。 本案は、原案どおり可決することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。 (挙手 全員) 挙手全員であります。本案は、原案どおり可決いたします。
教育長	議案第22号 専決処分の承認(西尾市子ども読書推進委員会委員の任命)について、提案理由の説明をお願いします。
教育部次長	ただいま議題となりました、議案第22号 専決処分の承認(西尾市子ども読書推進委員会委員の任命)について、提案理由をご説明申し上げます。 資料7ページをご覧ください。 本案は、教育長に対する事務委任規則第3条に基づく専決処分により処理いたしました事項について、同規則第4条により報告し、承認を求めたいとするものでございます。 8ページの専決処分書をご覧ください。 今回、専決処分をいたしました事項は、西尾市子ども読書推進委員会委員の任命でございます。

	この委員は、西尾市子ども読書推進委員会規則第3条の規定により、教育委員会が任命することになっておりますが、令和8年4月30日付けで任期が満了し、令和8年5月1日付けで早急に任命する必要が生じたので、専決処分により、9ページの名簿で示す9名を任命いたしました。 委員の任期につきましては、令和8年5月1日から令和9年4月30日までの1年間でございます。 9ページをご覧ください。5番目の味岡保育課主幹、8番目の浅岡学校教育課長、9番目の伴校長先生が前回と違う方になっております。 以上、議案第22号の説明とさせていただきます。 よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。
教育長	提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。
教育長	特に質疑もないようですので、これをもって質疑を終わります。 これより議案第22号を採決します。 本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありますか。よろしい方は、挙手をお願いします。 (挙手 全員) 挙手全員であります。本案は、原案どおり承認いたします。
教育長	議案第23号 専決処分の承認（西尾市図書館協議会委員の任命）について、提案理由の説明をお願いします。
教育部次長	ただいま議題となりました、議案第23号 専決処分の承認（西尾市図書館協議会委員の任命）について、提案理由をご説明申し上げます。 資料10ページをご覧ください。 本案は、教育長に対する事務委任規則第3条に基づく専決処分により処理いたしました事項について、同規則第4条により報告し、承認を求めたいとするものでございます。 11ページの専決処分書をご覧ください。 今回、専決処分をいたしました事項は、西尾市図書館協議会委員の任命でございます。 この委員は、西尾市立図書館の設置及び管理に関する条例第15条の規定により、教育委員会が任命することになっておりますが、令和8年4月30日付けで任期が満了し、令和8年5月1日付けで早急に任命する必要が生じたので、専決処分により、12ページの名簿で示す9名を任命いたしました。 委員の任期につきましては、令和8年5月1日から令和10年4月30日までの2年間でございます。 12ページをご覧ください。3番目の伴校長先生、6番目の板倉さん、7番目の山崎さんが前回と違う方になっております。 以上、議案第23号の説明とさせていただきます。 よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。
教育長	提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。
野田委員	子ども読書推進委員会委員と図書館協議会委員がそれぞれ必要な理由、役割の違いはどのようなか。
教育部次長	それぞれ規則で目的等が定められておりまして、子ども読書推進委員会委員に

	については、「子ども読書活動推進計画の達成度の評価に関すること。子ども読書活動推進計画の見直しに関すること。その他子ども読書活動推進に関すること。」などとなっております。 また、図書館協議会委員については、「図書館等の運営に関すること。」など図書館全般に関するとなっております。
教育長	他に質疑もないようですので、これをもって質疑を終わります。 これより議案第23号を採決します。 本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。 (挙手 全員) 挙手全員であります。本案は、原案どおり承認いたします。
教育長	日程4を終わります。 日程5、その他を議題とします。(1) 令和8年度外国語指導助手(ALT)について、説明をお願いします。
学校教育課主幹	ただいま議題となりました、その他議題(1) 令和8年度外国語指導助手(ALT)について、ご説明申し上げます。 資料13から15ページをご覧ください。 外国語指導助手(ALT)につきましては、12名のALTが全ての小中学校を巡回しております。令和3年度から実施していた「イングリッシュキャンプ」は、参加者が減少している課題がありました。そこで、対象を小学6年と中学3年とし、子ども10人あたりALTが1人となるようALTを集中配置することで、全員が英語に親しめる活動が展開できるよう改善いたしました。 以上、その他議題(1)の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
藤井委員	ALTの方たちは、これまで西尾市で勤務経験のある方ですか、又は新規で採用された方ですか、その点は把握されていますか。
学校教育課主幹	今年度から、委託会社がボーダーリンクからインタラックに変更となりましたが、ALTの方は、ほとんど同じ方が昨年に引き続き採用されており、子どもたちや教員にとって親しみのある方が揃っております。
武内委員	委託会社が変更になったとのことですが、前の会社に何か支障があったためですか。
学校教育課主幹	委託会社を変更した理由は、支障があったためではなく、契約期間が満了したためです。改めてプロポーザルにより委託業者を選定いたしました。
野田委員	ALTによって日本語会話レベルや在日経験にかなり差があると思いますが、配置先の決定などでALTの日本語会話レベルを考慮されていますか。
学校教育課主幹	委員のおっしゃるとおり、ALTによって日本語会話レベルにかなり差がある状況で、「日常会話レベル」の方と「基本レベル」の方がいます。中学校では、英語教諭がALTをフォローして活動しておりますし、ALT自身も日本語会話レベルの向上に努めているものと考えております。
教育長	「日常会話レベル」と「基本レベル」では、どちらが能力が上ですか。

学校教育課主幹	「日常会話レベル」の方のほうが能力が高く、「基本レベル」の方は、比較的、在日経験が浅い方になります。
野田委員	授業では、単に一方的に英語を話すのではなく、双方向の英会話を聞かせることで、子どもたちに興味を持ってもらえると思います。ALTの能力を十分に生かせる授業づくりに期待します。
教育長	他に質問がないようですので、続きまして、(2) 令和8年度各種委員会等の組織について、説明をお願いします。
学校教育課長	ただいま議題となりました、その他議題(2) 令和8年度各種委員会等の組織について、ご説明申し上げます。 資料16ページをご覧ください。 16ページは、「令和8年度西尾市生徒指導課題対策協議会・いじめ問題対策連絡協議会」の名簿です。 続きまして、17ページをご覧ください。「令和8年度生徒指導課題対策協議会・いじめ問題対策連絡協議会」のそれぞれの「専門部会」の名簿です。 18ページは、「令和8年度西尾市特別支援教育推進委員会」の名簿です。 19ページは、「令和8年度ICT教育推進委員会」の名簿です。 20ページは、「令和8年度西尾市ボランティア体験推進委員会」の名簿です。 以上、その他議題(2)の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
教育長	特に質問がないようですので、続きまして(3) 令和8年度学校図書館の目指す姿と司書の配置について、説明をお願いします。
学校教育課長	ただいま議題となりました、その他議題(3) 令和8年度学校図書館の目指す姿と司書の配置について、ご説明申し上げます。 資料21ページをご覧ください。 学校図書館については、心の教育や子供たちが落ち着いて過ごせる居場所になるよう運営を進めていくことに重点を置き、方針を校長会議、学校図書担当者会で周知いたしました。 22ページをご覧ください。学校司書の配置につきましては、昨年度同様の20名で、複数校を担当する司書につきましては、担当校を週3日と週2日に分けて、配置しております。 以上、その他議題(3)の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
教育長	特に質問がないようですので、続きまして、(4) 令和8年度学校訪問要項について、説明をお願いします。
学校教育課主幹	ただいま議題となりました、その他議題(4) 令和8年度学校訪問要項について、ご説明申し上げます。資料24ページからの資料をご覧ください。 今年度の学校訪問の重点項目と変更点につきまして、29ページにまとめてあります。特に、通常学級での公開授業においては、主発問に対する自分の考えをもたせてから話し合うように、各学校に周知しております。 32ページの訪問計画のとおり実施する予定でございます。

	それぞれの学校の日程につきましては、後日、改めて担当から連絡させていただきます。 以上、その他議題（４）の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
教育長	特に質問がないようですので、続きまして、（５）令和８年度特色ある学校づくり推進事業実施要項について、説明をお願いします。
学校教育課長	ただいま議題となりました、その他議題（５）令和８年度特色ある学校づくり推進事業実施要項について、ご説明申し上げます。 資料３３ページをご覧ください。 計画が「優秀」と評価された５校につきましては、１校当たり１５万円を加算します。事業の目的、内容、応募や選考の方法に変更はございません。 本年度の選考委員会も、都合により先程、午前９時より実施させていただきました。教育委員の皆様には、選考にお力添えいただき、ありがとうございました。 以上、その他議題（５）の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
教育長	特に質問がないようですので、続きまして、（６）生涯学習センターの指定管理者の選定について、説明をお願いします。
生涯学習課長	ただいま議題となりました、その他議題（６）生涯学習センターの指定管理者の選定について、ご説明申し上げます。 資料３５ページをご覧ください。 現在建設中であります生涯学習センターの管理運営につきましては、民間のノウハウを活用し、サービスの向上及び効率的な管理運営を図るため、令和９年４月１日から令和１４年３月３１日までの５年間に続きまして、指定管理者による管理運営を行いたいとするものでございます。 指定管理者の選定につきましては、公募により行ってまいります。 今後のスケジュールでございますが、令和８年６月号の広報にしお及び市ホームページにおいて募集し、候補者の選定を行った後、１２月定例会に指定管理者の指定についての議案を提出してまいります。 また、併せて施設の愛称につきましても、広く市民の皆様から募集したいと考えております。 以上、その他議題（６）の説明とさせていただきます。
野田委員	指定管理の場合、５年間が一般的な期間ですか。
生涯学習課長	西尾市では、一般的に５年間としております。
野田委員	５年間は長いと感じますが、その間に検証などをされていますか。
生涯学習課長	西尾市では５年間より長い事例はありますが、５年間が一番短い期間としております。また、検証については、毎月、四半期、年間ごとのモニタリングなどを実施し、内容の検証をしております。
教育長	他に質問もないようですので、日程５を終わります。教育委員会名義使用として１９件が提出されております。確認をお願いします。
武内委員	４４ページの「一般社団法人金融リテラシー教育会議」についてですが、他の

	市町で後援を受けている団体ですか。どのような団体が調査していますか。
学校教育課主幹	最近、金融教育に関する内容の申請が増えてきている状況です。調査については、会社の定款、イベント内容、無料であること、特に参加者に対して勧誘を行わないことを確認しております。 なお、現在の後援名義使用承認基準では、内容的に金融関係であることやオンライン開催という理由で不承認にできる基準になっておりませんが、教育庶務課において、基準の見直しを検討していると聞いております。
教育長	この他、何か連絡事項はありますか。
教育長	以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。
教育長	次回は令和8年6月10日水曜日 午前10時00分から、西尾市役所 41会議室で予定されています。ご予約いただきたいと思います。
教育長	これをもちまして西尾市教育委員会5月定例会を閉会いたします。 ありがとうございました。